

枕 監 第 57 号

令和元年 7 月 23 日

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市監査委員 水流 敏幸

枕崎市監査委員 城森 史明

平成 30 年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により審査に付された平成 30 年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率について審査した結果を、別紙のとおり意見を付して提出します。

平成30年度枕崎市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の対象

平成30年度枕崎市立病院事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成30年度枕崎市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成30年度枕崎市公共下水道事業特別会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間 令和元年6月27日から令和元年7月3日まで

(3) 審査の手続

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位:%)

会計名	平成30年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

(2) 個別意見

ア 病院事業

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は563.8%である。平成30年度の資金不足比率はなく、『—』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△83.6%となり、前年度と比較すると6.8ポイント下回っている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

区分	平成30年度 (ア)	平成29年度 (イ)	平成28年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b-c+d-e)	△ 436,270	△ 419,617	△ 412,936	△ 16,653	104.0
流動負債(a)	82,057	78,248	71,693	3,809	104.9
控除企業債等(b)	21,110	20,713	18,585	397	101.9
控除引当金等(c)	34,559	31,564	21,493	2,995	109.5
算入地方債現在高(d)	0	0	0	0	—
流動資産(e)	462,658	445,588	444,551	17,070	103.8
事業規模(B)	521,558	546,116	535,159	△ 24,558	95.5
A/B×100	△ 83.6	△ 76.8	△ 77.1	△ 6.8	108.9
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

※ 資金剰余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算出されない。以下の表について同じ。

イ 水道事業

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は474.9%である。平成30年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△189.2%となり、前年度と比較すると6.1ポイント下回っている。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度 (ア)	平成29年度 (イ)	平成28年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b-c+d-e)	△ 771,521	△ 753,914	△ 699,585	△ 17,607	102.3
流動負債(a)	169,089	183,475	152,517	△ 14,386	92.2
控除企業債等(b)	125,038	120,057	115,375	4,981	104.1
控除引当金等(c)	12,605	12,737	11,817	△ 132	99.0
算入地方債現在高(d)	0	0	0	0	—
流動資産(e)	802,967	804,595	724,910	△ 1,628	99.8
事業規模(B)	407,646	411,691	423,385	△ 4,045	99.0
A/B×100	△ 189.2	△ 183.1	△ 165.2	△ 6.1	103.3
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

ウ 公共下水道事業

平成30年度の資金不足比率はなく、『一』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△1.4%となり、前年度と比較すると4.8ポイント上回っている。経営健全化基準の20.0%と比較するとこれを下回っている。

(単位:千円, %)

区 分	平成30年度 (ア)	平成29年度 (イ)	平成28年度	比 較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a+b-c)	△ 3,973	△ 16,663	△ 22,223	12,690	23.8
歳出額(a)	798,459	785,639	727,345	12,820	101.6
算入地方債現在高(b)	0	0	0	0	—
歳入額等(c)	802,432	802,302	749,568	130	100.0
事業規模(B)	267,106	265,336	271,282	1,770	100.7
A/B×100	△ 1.4	△ 6.2	△ 8.1	4.8	22.6
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

(3) 審査の結果

審査に付された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の健全性は保たれていると判断できる。